

マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める意見書

住民票を持つ全員にマイナンバー（12桁の数字）が、今年10月からすべての市区町村から番号を通知するカードが郵送される。事業所は、来年1月から、従業員の給与から税・社会保険料の天引き手続きなどに番号を使うことが義務づけられているため、従業員の配偶者・扶養家族の番号も勤め先に申告することになる。事業者は、膨大な番号の管理が求められ、システムの更新、整備の費用や人的体制の確保が、重い負担になっている。自治体職員の業務も過重になっている。

まだ施行もしていないのに、安倍政権は、国民の預貯金や健康診断情報など民間機関が扱う情報にも拡大しようとしている。さらに、医療情報、自動車登録などへ拡大する方針を打ち出している。

こうした最中に、日本年金機構による125万件にも及ぶ個人情報流出が明らかになり、国民の中に不安の声が高まっており、個人情報管理の脆弱性が浮き彫りになった。

個人情報の漏えいは、先行して実施した国々で大きな社会問題になっている。イギリスは、国民IDカード法を人権侵害への危険があることや巨費が浪費される恐れがあるとして廃止し、アメリカでは、「社会保険番号」の流出・不正使用による被害が年間20万件を超えると報告され、見直しに。

韓国では、1億人を超え漏えいし、情報が売買され大問題になっている。スウェーデンでは、なりすましが横行、犯罪の温床になり見直しに。ドイツでも行政機関の番号使用を規制するなど、きわめて限定的な運用になっている。

民間企業でも、ベネッセでの2070万人の流出は記憶に新しい事件である。

現時点では、完全に個人情報を守る効果的なシステムは確立されていない。

よって、政府は国民の理解が得られてなく、制度の弊害が明らかとなっているマイナンバーの実施を中止・撤回することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

北海道北斗市議会